

主任介護支援専門員にかかる研修の実施方針

◆介護支援専門員法定研修の全研修課程（主任、主任更新研修含む）において、令和6年度からカリキュラムが改正されています。

【主任介護支援専門員研修】

1. 受講要件（対象者） ※下線部分は、昨年度からの変更箇所

介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員のうち、下記

(1)～(3)のすべての条件に該当する者

(1) 下記①から④のいずれかに該当すること

①居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）において、専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して5年（60か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）

②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所等で、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）

③主任介護支援専門員に準ずる者（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知（令和6年8月5日最終改正））記6（1）③に定めるものをいう。）として、現に地域包括支援センターに配置されている者

④その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者。

(2) 介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している者

(3) 勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

2. 受講決定時の優先順位

受講決定時の優先順位
1. 新たに居宅介護支援事業所の管理者として配置を予定している者（来年度）
2. 現在、居宅介護支援事業所の管理者であり、令和9年4月1日以降も管理者である予定の者
3. 退職や異動等により後任の主任介護支援専門員が必要な地域包括支援センターに所属する者
4. 特定事業所加算にかかる届出をしている居宅介護支援事業所に所属し、退職や異動等により後任の主任介護支援専門員として配置を予定している者
5. 特定事業所加算にかかる届出を予定している居宅介護支援事業所に所属する者
6. 前年度受講申込をしたが、定員の都合により受講できなかった者

※受講状況によっては、優先順位を変更する可能性があります。

3. 受講定員 72名程度

※注意事項

居宅介護支援事業所の管理者で令和9年3月末までに主任介護支援専門員資格を取得する必要がある方におかれましては、令和8年度末までに主任研修を修了しておく必要があります。令和8年度までは受講申込が定員を超えることが予想されます。申込みをしても受講できない可能性がありますので、期限間際の申込みにならないよう早めに受講してください。

【主任介護支援専門員更新研修】

令和7年度も2クール開催する予定です。募集時期は2クール分まとめて4～5月頃に、研修時期は1クール目については、8月下旬開始見込みです。

受講には介護支援専門員への指導事例の提出が必須ですので、愛媛県社会福祉協議会ホームページにて、早めに様式等を確認し、受講の準備をお願いします。（来年度に向けて様式等は見直される可能性がありますので、ご注意ください。）

1. 受講要件（対象者）

主任介護支援専門員研修を修了後、他の介護支援専門員に対して、直近の過去5年以内に指導した実践事例があり、次の（1）～（4）のすべての条件に該当する者

- （1）主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者
- （2）介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な者
- （3）主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年以内に下記の①～⑤のいずれかに該当する者
 - ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
 - ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
 - ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
 - ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
 - ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、愛媛県が適当と認める者
- （4）勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

2. 受講決定時の優先順位

受講決定時の優先順位
1. 主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間満了日が近い者
2. 介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者
3. 居宅介護支援事業所の管理者、主任介護支援専門員が必置となっている地域包括支援センター及び特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員
4. 受講確認書及び自己PRシートの記載内容

3. 受講定員 1クールあたり72名程度